

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担の軽減を図るため、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象に給付金を支給します。



・支給対象世帯

下記の2つの要件を満たす世帯が対象となります。

- ①基準日となる令和5年6月1日時点において、幌延町に住民票がある世帯
- ②世帯全員の令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

・給付金額

1世帯あたり3万円

・手続き方法

対象となる世帯には10月から順次「確認書」を送付しますので、必要事項を記入し、郵送または役場窓口へ提出してください。

・申請期間

令和5年12月29日（金）まで

・その他

令和5年1月2日以降に転入した世帯には「確認書」は届きませんので、申請を希望する場合は、前住所地からの非課税証明書をご持参のうえ、窓口までお越しください。

お問い合わせ先 住民生活課 生活環境係 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

行政相談・人権心配ごと相談 特設相談所を開設します

国や役場などの仕事に対するご質問やご意見、または普段の暮らしの中で困りごとなどありましたら、行政相談委員と人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談所

開催日	令和5年10月20日（金）
開催場所・時間	問寒別生涯学習センター 9：30～11：30 幌延町生涯学習センター 13：00～15：00
相談員	行政相談委員 多田るみさん 人権擁護委員 稲垣紘順さん 高木由香さん



10月16日から10月22日は行政相談週間です。

町内には総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が1名います。行政相談とは、国の行政などへの苦情や意見、要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。どんな小さなことでも、まずは行政相談員にご相談ください。